

一般社団法人香川県産業廃棄物協会
会長 松 本 英 高 様

香川県環境森林部循環型社会推進課長

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会を新型コロナウイルス感染症の影響でやむを得ず受講できなかった場合の処理業の更新許可の特例の廃止について（通知）

平素より、本県の産業廃棄物行政に御配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会を新型コロナウイルス感染症の影響でやむを得ず受講できなかった場合の産業廃棄物等の処理業の更新許可の特例（以下「新型コロナ特例」という。）については、令和 2 年 4 月 3 日付け 2 廃対第 2021 号香川県環境森林部廃棄物対策課長通知「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会の中止・延期に伴う更新許可手続きについて（通知）」によりお知らせしているところです。

この点に関して、令和 5 年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の新型コロナウイルス感染症の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されたことに伴い、次のとおり、新型コロナ特例は、令和 5 年 12 月 31 日をもって廃止します。

つきましては、貴会会員等関係者への周知についてよろしくお願いいたします。

記

- 1 新型コロナ特例により、産業廃棄物等の処理業の更新許可の申請書に「申出書」を添付できるのは、令和 5 年 12 月 31 日までとします。
- 2 令和 5 年 12 月 31 日以前に、産業廃棄物等の処理業の更新許可の申請書に新型コロナ特例による「申出書」を添付した者は、令和 6 年 3 月 31 日までに開催された講習会（当該更新許可に必要な講習会に限る。）の修了証を提出した場合に限り、更新許可の審査の対象とします（当該修了証を提出しない者の許可期限は、同日又は当該修了証を提出しないことが判明した日のいずれか早い日を従来の許可の末日とします。）。

※ 「申出書」は、香川県循環型社会推進課ホームページに掲載しています。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/haikibutsu/wemsq2200403140022.html>)

<お問い合わせ先>

香川県環境森林部循環型社会推進課
産業廃棄物対策グループ
電話：087-832-3226